

津山圏域衛生処理組合文書管理規程

平成29年11月29日

津山圏域衛生処理組合訓令第2号

(目的)

第1条 この規程は、事務処理の標準化と合理化を図るため、文書管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(文書管理の原則)

第2条 文書は、全て正確かつ敏速に取り扱い、事務が能率的に処理されるよう、常に努めなければならない。

2 文書は、常に整理し、その所在箇所を明らかにして、紛失、盗難、損傷等を防止しなければならない。

(準用)

第3条 この規程は、津山市文書管理規程(昭和40年津山市訓令第1号)を準用する。

付 則

この訓令は、令達の日から施行する。